

登録の流れ（販売店向け）

登録申請

- 登録申請書を作成（ちば電子申請サービスの利用がおすすめです）
- 申請方法：窓口、郵送、電子申請（推奨）

申請確認

- 申請内容の確認を行います。（概ね1週間程度）
- 申請内容に応じ、電話・現地確認を行う場合があります。

登録

- 登録簿の掲載を行いホームページで公開します。感震ブレイカーの普及促進を図る場において、掲示等を行います。
- 登録証を送付します。登録証は販売店にて任意で掲示することができます。
 - ①ちば電子申請サービスの申請した場合、ちば電子申請サービスで送付（推奨）
 - ②窓口・郵送で申請した場合は郵送を基本とします。

申請先 千葉市消防局予防課（消防署では受付していません）
千葉市中央区長洲1-2-1 セーフティーちば4階

様式第3号（第4条関係）

感震ブレイカー等（簡易タイプ）販売店登録証

千葉市感震ブレイカー等（簡易タイプ）
登 録 店
（ 店 舗 名 ）

第 号 年 月 日登録

千葉市消防局長



※本登録証は販売店で掲示することができます。